

特定非営利活動法人日本ポーターゲージ協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ポーターゲージ協会と称する。この法人の英文名は **Japan Portage Association** とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都杉並区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、ポーターゲージ早期教育プログラム（以下ポーターゲージプログラムという）を普及し、発達に遅れや偏りのみられる乳幼児の早期教育システムの確立と発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 国際協力の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ポーターゲージプログラムに関する知識の普及および啓発事業
- (2) ポーターゲージプログラムによる教育および相談事業
- (3) ポーターゲージプログラムに関する出版事業
- (4) ポーターゲージプログラムに関する国際的事業
- (5) ポーターゲージプログラムの指導者養成と資格の認定
- (6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (7) その他この法人の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、執行会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 執行会員、この法人の目的に賛同し法人の運営に参画する意思を持ち入会した個人
- (2) 正会員、この法人の目的に賛同し入会した個人
- (3) 団体会員、この法人の目的に賛同し入会した団体
- (4) 賛助会員、この法人の目的に賛同しこの法人の事業に財政的援助をする個人および団体

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとする個人または団体は、入会申し込み書を会長に提出し年会費を納入することによって執行会員、正会員、団体会員または賛助会員となることができる。

(会 費)

第8条 会員は、会費を毎年納入しなければならない。年会費の額は別に理事会で定めるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 執行会員、正会員、団体会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受けたとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員で退会しようとするものは、この法人に申し出て任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で理事会の決議を経て、これを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法

人の目的に反する行為をしたとき

(2)法令、この法人の定款または規則に違反したとき

(抛出金の不返還)

第 12 条 この法人は、会員がすでに納入した会費およびその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第 13 条 この法人は、次の役員を置く。

(1)理事 10 名以上 15 名以内

(2)監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち会長、副会長(2 名以内)、常務理事(1 名)を置く。

(選任等)

第 14 条 理事は、任期満了前の理事会で次期の理事を選任し総会に報告する。

2 会長、副会長、常務理事は理事会において理事の互選で定める。

3 監事は、総会で選任する。

4 監事は、理事会又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 会長は、この法人を代表しその業務を総括する。

2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により職務を代行する。

4 常務理事は理事会の決議に基づいてこの法人の常務を処理する。

5 理事は理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の決議に基づき業務を執行する。

6 監事は次に挙げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある事を発見したときは、これを総会または所轄庁に報告すること

(4)前号の報告をするために必要がある場合は、総会の開催を招集すること

(5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は、所定の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の場合の後においても、第 13 条第 1 項に定める最小の役員を欠くときは、後任者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 理事が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、当該役員を解任することができる。監事は総会において次のいずれかに該当する時は、執行会員の過半数の議決により解任することができる。

(1)心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められたとき

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第 18 条 役員は、役員総数の 3 分の 1 以内の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員の報酬に関しては、理事会で定めるものとする。

3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(その他の役職者)

第 19 条 この法人に名誉会長 1 名を置くことができ

る。

2 名誉会長は、会長を退任し特にこの法人に功労のあったものを、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 この法人に顧問5人以内を置くことができる。

4 顧問は、学識経験者またはこの法人に功労のあったもののうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第4章 会 議

(会議の種類)

第 20 条 会議は、総会、理事会、支部代表者会議とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第 21 条 総会は執行会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 名誉会長、監事および顧問は、理事会に出席し意見を述べることができる。

4 支部代表者会議は、支部の代表者をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1)事業報告および決算の承認

(2)事業計画および予算

(3)定款の変更

(4)合併

(5)解散

(6)その他理事会が必要と認める重要な事項

(7)監事の選出と解任

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

(1)理事会が必要と認めたとき

(2)執行会員の5分の1以上から会議の目的にたる事項を示して請求があったとき

(3)監事が招集したとき

(総会の招集)

第 24 条 総会は第 23 条第 2 項 3 号を除き、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、書面で少なくとも開催日の1週間前までに発信しなければならない。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、執行会員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、理事会の互選により、理事が当たる。ただし第 23 条第 2 項 2 号 3 号の規定により、臨時総会を開催したときは、出席した執行会員のうちから議長を選出する。

(総会の議決)

第 27 条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した執行会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 総会の議決について特別の利害関係を有する執行会員は、その議決に加わる事はできない。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面表決)

第 28 条 総会に出席しない執行会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使する事ができる。

2 第 1 項の規定により表決権を行使する執行会員は、第 25 条および前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議長は、総会の議事について議事録

を作成し、これを保存しなければならない。

(1)日時および場所

(2)執行会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合は、その数を付記すること)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要および議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、執行会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があったものとみなされた事項の

内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)総会の決議があったものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(改訂前の第30条は第21条第2項、第3項と重複するために削除)

(理事会の権能)

第30条 理事会は、次の事項を議決する。

(1)事業計画およびその変更

(2)事業報告および決算

(3)理事の選任、解任、報酬、職務

(4)会費の額

(5)事務局の組織および運営

(6)その他この法人の運営に関する必要事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、年2回以上必要なときに開催する。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的

および審議事項を記載した通知を少なくとも開催日の1週間前までに発信しなければならない。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長の指名した者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の書面表決)

第36条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 第1項の規定により表決権を行使する理事は、第33条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については議事録を作成しこれを保存しなければならない。

2 議事録には、議長および出席した理事のうちその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は次にあげるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)会費

(3)寄付金

(4)事業に伴う収益

(5)資産から生じる収益

(6)その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 40 条 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第 42 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 この法人の通常総会の議決を終えるまでの暫定の事業計画および活動予算は、前条の規定にかかわらず、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

3 当該事業年度中の事業計画および活動予算の変更は理事会の議決による。

(事業報告および決算)

第 43 条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録および貸借対照表は、会長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、理事会の議決および監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

2 前項の監事の監査を経た事業報告書、活動計算書、財産目録および貸借対照表は、役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち 10 名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後 3 ヶ月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

第 6 章 定款の変更解散および公告

(定款の変更)

第 44 条 この法人が定款を変更しようとするときは、

総会に出席した執行会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 45 条 この法人は、次にあげる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)執行会員の欠亡
- (4)破産手続き開始の決定
- (5)所轄庁による認証の取り消し

2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した執行会員の過半数の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲

示するとともに官報に掲載して行う。ただし法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 7 章 雑則

(運営委員会)

第 47 条 この法人は、業務企画の推進のために運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

(支 部)

第 48 条 この法人は、地域ごとに活動を促進するため支部を設けることができる。

2 支部に関する規定は理事会の議決を経て別に定める。

(事務局の設置および職務の任免)

第 49 条 この法人に事務局を置く。

2 事務局は事務局長 1 名および職員若干名を置く。

3 事務局長および職員の任免は会長が行う。

(事務局の運営)

第 50 条 事務局の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(実施細則)

第 51 条 この定款の実施について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は成立日より実施する。

2 この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。

会長 山口 薫

副会長 白幡富夫

常務理事 土橋とも子

理事 一木麗子

重藤根治子

清水直治

福島克二

山根正夫

柳下道子

吉川眞知子

渡邊徳子

監事 荻原 稔

3 特定非営利活動法人日本ポーテージ協会の成立により、日本ポーテージ協会の会員および一切の財産はこの法人が承継する。

4 この法人の設立当初の事業年度は第 41 条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 13 年 3 月 31 日とする。

5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画および予算は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする、

年会費 ・正会員 個人 3,000 円

・賛助会員 個人、団体 一口 10,000 円

7 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 12 年 6 月 11 日)

1 この法人の役員の一部を改正し監事に山田耕一郎を加える。

附 則 (平成 13 年 5 月 20 日)

1 この法人の役員の一部を改正する。理事の渡邊徳子を削除し中西慶子、谷島邦雄を加える。

附 則(平成 24 年 11 月 7 日認証)

1 この定款の一部を変更し、所轄庁の認証の日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 25 日認証)

1 この定款の一部を変更し、所轄庁の認証の日から施行する。

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成30年7月30日

東京都杉並区和田3丁目54番5号第10田中ビル3階3号

特定非営利活動法人 日本ポーテージ協会

理事 清水 直治